

墨田区客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例概要

1 重点地区の指定及び禁止行為

特に必要があると認める地区を重点地区に指定するとともに、当該地区において次の行為を禁止する。

- (1) 飲食店等の営業に係る客引き行為、客待ち行為及び客引き行為等を用いた営業活動
 - (2) 勧誘行為及び勧誘待ち行為
- 執ような客引き行為は、従前どおり区内全域において禁止され、指導及び警告に従わないときは、過料を科すことができる。

2 重点地区における禁止行為に対する措置

指導及び警告に従わない場合は、氏名、住所、店舗名等を公表する。

3 店舗場所の提供者への措置

区内に所在する店舗場所の提供者が努めるべき責務を次のとおり定める。

- (1) 賃貸借契約の締結に際し、契約の相手方が当該店舗を飲食店等の用に供する場合は、客引き行為等をしない旨を誓約させる。
- (2) 賃貸借契約において、当該店舗で客引き行為等の違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができる旨を定める。

4 契約の解除等

上記3(2)に定める措置を講じている場合において、重点地区における当該店舗場所の提供者は、区長から当該店舗で客引き行為等が行われたという通知を受けたときは、当該契約の相手方に対し契約の解除等するよう努めることとする。

5 調査権の拡充

調査権の実効性を高めるため、警告の前段階である指導時から質問や文書の提示等の調査をすることができるようにする。

6 警察その他関係機関への協力要請及び情報提供

相互の協力体制を強化し実効性を高めるため、警察その他関係機関に協力要請及び情報提供をすることができるようにする。

7 施行期日等

本年12月1日

重点地区の指定に係る必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

